

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年2月8日

【会社名】 株式会社NEW ART HOLDINGS
(旧会社名 株式会社NEW ART)

【英訳名】 NEW ART HOLDINGS Co., Ltd.
(旧英訳名 NEW ART Co., Ltd.)

注)平成30年6月28日開催の第24期定時株主総会の決議により、平成30年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 白石 幸生

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座二丁目6番3号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)

【電話番号】 (03)3567-8091(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 松橋 英一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座一丁目15番2号

【電話番号】 (03)3567-8098

【事務連絡者氏名】 取締役 松橋 英一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成31年2月8日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

特別損失（貸倒引当金繰入額）の計上

当社は、連結子会社である株式会社ニューアート・テクノロジーを通じて、仮想通貨市場への参入及びIT関連事業への事業領域の拡大を目指しておりましたが、平成30年12月14日付で、当社が保有する同社の全株式を譲渡し、同事業から撤退いたしました。

同事業の撤退に伴い、同社への貸付金等の債権を特別損失（貸倒引当金繰入額）に計上いたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

特別損失（貸倒引当金繰入額）の計上

平成31年3月期第3四半期の連結決算において、貸倒引当金繰入額372百万円を特別損失に計上いたしました。

以 上